

# 新宿区教育委員会會議録

## 令和 7 年第 3 回臨時会

令 和 7 年 1 月 2 5 日

新宿区教育委員会

## 令和7年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和7年1月25日(火)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時30分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美規子	委 員	津 田 晃 男

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 龍 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 龍 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝

### 書記

教 育 調 整 課 主 管	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 理 係	大 原 颯 人
------------------	---------	------------------	---------

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 第 6 3 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 第 6 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 6 5 号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 6 6 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 6 7 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 第 6 8 号議案 令和 7 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- 日程第 7 第 6 9 号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 8 第 7 0 号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 開 会

○教育長 それでは、ただいまから令和7年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会します。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

○年綱委員 承知いたしました。

---

○教育長 はじめに、本日、新宿区長から、明日開会する令和7年第4回新宿区議会定例会に提出する議案に関する意見の聴取について依頼がありましたので、議案を2件追加し、議事日程を変更いたします。追加する議案及び変更後の議事日程につきましては、お手元に配付させていただいているとおりです。

---

- ◎ 第63号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- ◎ 第64号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第66号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第67号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第68号議案 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- ◎ 第69号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第70号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第63号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第64号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する

規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第66号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第67号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第68号議案 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第7 第69号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第8 第70号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第63号議案から日程第8 第70号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願ひいたします。

それでは、第63号議案から第70号議案の説明を、教育調整課長からお願ひいたします。

○**教育調整課長** それでは、個々の議案の説明に入る前に、今回の議案のうち、第63号議案から第68号議案につきましては、令和7年度の特別区人事委員会の勧告を受けての改正になりますので、はじめに勧告について御説明いたします。

まず、公務員の給与改定の仕組みにつきまして、公務員は労働基本権が制限されていることから、その代替措置といしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されております。

この給与勧告につきましては、地方公共団体の区域内の民間事業者の給与水準と均衡することを基本に、各地方公共団体に設置された人事委員会が行うこととなっており、23区の場合は特別区人事委員会がこの勧告を行っているものです。

その勧告を受けまして、地方公共団体は内容に基づいて職員の給与を条例で定め、決定をしているもので、教育委員会事務局によります事務職員などにつきましては、区長が条例を改正し、区立の小・中学校の教員などいわゆる県費負担職員については、東京都が条例改正を行っております。

そして、区立幼稚園の教員につきましては、新宿区教育委員会から区長に申出を行い、条例を改正する、このような運びになっているものでございます。

次に、今回的人事委員会の勧告内容について、主なものを御説明してまいります。

まず、1点目は、月例給の引上げです。

公民比較の結果、職員の月例給が民間の月例給を1万4,860円下回っていたため、給料表

の改定を行うもので、国及び民間における初任給の動向等を踏まえ、公民の均衡を図るため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給の引上げを行うものでございます。

2つ目は、特別給の引上げです。こちらも公民比較の結果、職員の特別給が民間の特別給を0.07月下回っていたことから、公民の均衡を図るため引上げを行うものでございます。

人事委員会の勧告の概要については、以上でございます。

続きまして、個々の議案の説明をしてまいります。

まず最初に、「第63号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は特別区人事委員会の勧告を受けたこと等に伴い、幼稚園教育職員の給料表、期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定並びに義務教育等教員特別手当に係る考慮事項の追加等、所要の改正を行うものでございます。

第63号議案を御覧いただき、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

本議案は2条だての改正となっております。

まず、第1条による改正は、給料表、令和7年度の期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定並びに義務教育等教員特別手当に関するものでございます。

期末手当について規定しております第27条について、令和7年度の期末手当を引き上げるものでございます。

なお、この引上げ分について、今年度は全て12月期に反映させるものでございます。

また、勤勉手当について規定しております第30条について、令和7年度の勤勉手当の上限を0.025月分引き上げます。

なお、この引上げ分につきましても、今年度は全て12月期に反映させるものでございます。

さらに、義務教育等教員特別手当について規定しております第31条について、教育公務員特例法の改正に伴い、当該特別手当を校務類型に応じてその困難性等を考慮して支給額を定めるものでございます。

次に3ページの第2条による改正についてでございますが、令和8年度以降の期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定に関するものでございます。

期末手当について規定しております第27条について、先ほどの第1条による改正で引き上げた期末手当を令和8年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するというものでございます。

勤勉手当について規定しております第30条についても、先ほど引き上げました勤勉手当の支給月数の上限について、令和8年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するというものになってございます。

次に、4ページの附則についてです。

この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第1条中新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第31条第2項の改正につきましては、令和8年1月1日から、また第2条による改正につきましては、令和8年4月1日から、それぞれ施行いたします。

また、第1条による改正のうち、給料表の改正は令和7年4月1日から、令和7年度の期末手当及び勤勉手当に係る規定については、令和7年12月1日から適用すること、改正前の条例により給与が支給されている場合、その支給された給与は改正後の条例による給与の内扱とみなすこと等を規定してございます。

7ページ以降に、新旧の給料表を添付してございます。改正後の給料月額と現在の給料月額が記載されている資料になってございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第63号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の勧告を受けたこと等に伴い、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第64号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区幼稚園教育職員の給与改定に伴い、幼稚園教育職員が昇格した場合における昇格後の号給を定めた昇格時対応号給表を改定するものです。

それでは、第64号議案を御覧いただき、5枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。新旧対照表の3ページ目以降の表を御覧ください。

1級から2級、2級から3級、あるいは3級から4級といった昇格がなされた場合に適用される号給が示されており、下線の部分が今回の改正部分となります。

次に、附則についてです。新旧対照表の1ページ目にお戻りください。

この規則は公布の日から施行し、改正後の規則は令和7年4月1日から適用いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておりまして、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものとするといったものになってございます。

それでは、議案の1ページ目までお戻りいただきまして、第64号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の給与改定に伴い、昇格時対応号給表を改定する必要があるためでございます。

続きまして、「第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の勧告の内容を踏まえ、幼稚園教育職員の期末手当に係る欠勤等日数の算定方法について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、第65号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

欠勤等日数について規定しております第5条において、欠勤等日数から高齢者部分休業と育児部分休業を除外するものでございます。

次に、附則についてですが、施行期日は令和8年4月1日です。

また、本議案には特記事項が付されてございまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第65号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の勧告を受けたことを踏まえ、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に係る欠勤等日数の算定方法について所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第66号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

第66号議案の議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の勧告の内容を踏まえ、幼稚園教育職員の勤勉手当に係る減額率の改定等を行うものです。

それでは、第66号議案を御覧いただき、3枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。新旧対照表の2ページ目以降の表を御覧いただければと存じます。

減額率について規定しております第6条における別表の第2について、勤勉手当の減額事由と減額率をそれぞれ改定いたします。

次に、附則についてでございます。施行期日は、令和7年12月2日です。

また、本議案には特記事項が付されておりまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第66号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の勧告を受けたことを踏まえ、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に係る減額率の改定等を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第67号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

なお、第66号議案と同一の名称になってございますが、施行日の兼合いで別の議案としているものでございます。

それでは、議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を受けたこと等に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数の改定等を行うものでございます。

それでは、第67号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

本議案も2条立ての改正となってございます。

まず、第1条の改正についてです。令和7年度の勤勉手当の支給月数の改定に関するものです。

勤勉手当の支給割合を規定しております第4条について、勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げるものでございます。

なお、今年度はこの引上げ分全てを12月期に反映させるものでございます。

次に2ページ目、第2条による改正についてでございますが、令和8年度以降の勤勉手当の支給月数の取扱い及び欠勤等の日数の取扱いに関するものです。

まず、第1条による改正と同じく第4条につきましては、先ほど引き上げました勤勉手当を令和8年度以降は6月期と12月期が均等になるよう配分いたします。

次に、欠勤等日数について規定しております第5条について、高齢者部分休業及び病気休暇をそれぞれ実取得期間が30日を超えた場合に限り、欠勤等日数に算定する旨を規定するものでございます。

次に、附則についてです。

この規則は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条による改正につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正の規定は、令和7年12月1日から適用すること、改正前の規則により勤勉手当が支給されている場合、その支給された勤勉手当は改正後の規則による勤勉手

当の内払とみなすことを規定してございます。

なお、本議案には特記事項が付されております。新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が新宿区議会において原案のとおり可決され、かつ、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものといったものになってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第67号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の勧告を受けたこと等に伴い、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数の改定等を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第68号議案 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定めるものでございます。

第68号議案を御覧いただきまして、1枚おめくりいただきますと、令和7年度会計年度任用職員報酬額等一覧表がございます。

給与改定後のそれぞれの報酬額は、一番右側の列にございます、令和7年度報酬（給料）月額の金額となります。今回は、教育委員会における会計年度任用職員全49職種におきまして、報酬月額が増額となっております。これは、職員の給与改定に基づき、会計年度任用職員に適用されている給料表の号給が増額になったことによるものでございます。

ここで、議案概要の次に例規説明資料がありますので、こちらを御覧ください。

令和7年度会計年度任用職員報酬額等一覧表（増減）との表記の資料でございまして、右上には例規説明資料1（第68号議案関連）と記載しているものでございます。

この資料の1ページ目と2ページ目とで給与改定前の報酬、給料月額の比較増減について記載しております。また、3ページ目には、この第68号議案の経過措置に関する資料を用意させていただいてございまして、今お諮りしております第68号議案としての経過措置につきましては、この資料の2に記載の内容のみが対象となってございます。こちらについては、任命権者である教育委員会が定める事項となっておりますので、議案に記載してございます。

一方で、この資料の1に記載されている経過措置についても、会計年度任用職員が適用されますが、こちらは条例事項でございますので、今回お諮りしている第68号議案の中には含まれてございません。

なお、本議案には特記事項が付されてございまして、令和7年度新宿区一般会計補正予算

(第9号)が新宿区議会において原案のとおり可決されたときに成立するものとなってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第68号議案の提案理由でございます。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためございます。

続きまして、「第69号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員の月額報酬の改定を行うものでございます。

特別職報酬等審議会は条例に基づいた審議会であり、区長や副区長、教育長、教育委員といった特別職の報酬や給料について、条例の改正を提案する前に区長が諮問し、審議会の答申を受けることとなっております。

今回の答申では、教育委員の報酬について、人事委員会の勧告と同様の引上げが妥当との答申をいただきしております、それを踏まえた今回の改定となってございます。

それでは、第69号議案を御覧ください。1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

報酬について規定しております第2条につきまして、第1号で教育長職務代理者である委員の報酬を月額27万1,000円から28万1,000円に1万円の増、第2号でその他の委員の報酬を月額25万5,000円から26万5,000円に1万円の増と、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、附則です。施行期日は、令和8年1月1日となります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第69号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第70号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」御説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の月額給料及び期末手当の支給月数の改定を行うものです。

今回の特別職報酬等審議会の答申では、月額給料と期末手当について、人事委員会の勧告と同様の引上げを行うことが妥当との答申をいただきしております、それを踏まえた改定となつてございます。

それでは、第70号議案を御覧いただきまして、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

本議案は2条立ての改正となつております。まず、第1条による改正につきましては、給料月額の改定と令和7年度の期末手当の支給月数の改定に関するものです。

給料について規定しております第2条において、教育長の給料の額を88万7,000円から92万1,000円に3万4,000円の引上げを行います。

また、手当について規定しております第4条第4項において、期末手当を0.05月分引き上げる内容となつてございます。

次に、2ページを御覧ください。

第2条による改正につきましては、令和8年度以降の期末手当の支給月数に関するものです。手当について規定している第4条の第4項におきまして、先ほど引き上げました期末手当について、令和8年度以降は6ヶ月期と12ヶ月期が均等になるよう配分するというものでございます。

次に、附則についてです。

この条例は、令和8年1月1日から施行いたします。ただし、第1条による改正のうち、期末手当に係る部分等は公布の日から、第2条による改正につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正の規定のうち、期末手当に係る部分等は令和7年12月1日から適用すること。

改正前の条例により期末手当が支給されている場合、その支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内扱とみなすことを規定しています。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第70号議案の提案理由でございます。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためにございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。順に審議してまいりたいと思います。

初めに、第63号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。  
特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第63号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第63号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第64号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第64号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第64号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第65号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第65号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第65号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第66号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第66号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第66号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第67号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第67号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第67号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第68号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第68号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第68号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第69号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第69号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第69号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第70号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですが、1つ質問したいと思います。

今回、人件費の増額での議案の提出になっていますけれども、これを執行するための補正予算などの動きが分かっていれば教えていただきたいと思います。

○教育調整課長 紙与関係の議案でございますので、それを裏打ちする予算のところについては現在作業中であるため、現時点で教育委員の皆様にお示しする形まで仕上がってございません。日程の都合上、そのような形になってございまして、補正予算案がまとまり次第、区長部局から意見聴取の依頼がある予定です。依頼を受けましたら、教育長の臨時代理を執行させていただき、12月4日の教育委員会定例会で御承認いただきたいと考えてございます。

○教育長 今後、補正予算が区長から意見聴取されてくる流れということですね。

ほかに御意見、御質問があれば、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 第70号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第70号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では、予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

### ◎ 閉　　会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時30分閉会